

○南あわじ市地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金交付要綱

令和 8 年 6 月 30 日

告 示 第 111 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、原油高・物価高騰により原材料費や光熱費など必要経費が増加している中、製造コストに占める L P ガス（液化石油ガス）料金の割合が特に高い地場産業を中心とした事業者に対し、予算の範囲内において地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、南あわじ市補助金等交付規則（平成 17 年南あわじ市規則第 147 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「中小企業者等」とは、資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の中小企業、協同組合等及び個人事業主をいう。

(支援対象者)

第 3 条 この告示による支援金の交付の対象となる者は、支援金を申請しようとする年度の兵庫県地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金募集要項（以下「県要項」という。）による支援金支給決定を受けた中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内事業所において L P ガスを燃料として粘土かわら製造又は陶磁器・同関連製品製造を行う中小企業者等であること。
- (2) 令和 8 年 5 月 1 日時点で事業活動を行っており、事業継続に向けて取り組んでいる、又はその意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金交付の対象としない。

- (1) 市税等を滞納しているもの

- (2) 暴力団（南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）であるもの
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員であるもの
 - (5) 個人事業者にあつては、暴力団密接関係者（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）であるもの
- （支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、令和 8 年 1 月から 3 月までの 3 ヶ月間における、L P ガスの月平均使用量に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 100kg 以上 1,000kg 未満 15,000 円
- (2) 1,000kg 以上 2,000kg 未満 30,000 円
- (3) 2,000kg 以上 4,000kg 未満 60,000 円
- (4) 4,000kg 以上 8,000kg 未満 130,000 円
- (5) 8,000kg 以上 270,000 円

2 支援金の交付は、1 事業者につき 1 回とする。

（交付申請及び交付決定）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- (2) 県要項による支援金支給決定通知書の写し
- (3) 県要項による支援金支給申請書及び添付書類の写し又は対象期間内の L P ガス使用量の確認ができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の申請は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までの期間に申請しなければならない。ただし、郵送による申請で令和 8 年 11 月 30 日以前の通信日付印のあるものにあつては、当該期間内に申請されたものとみなす。

3 市長は、同条第1項の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第6条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を取り消すことができる。

- (1) 支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により支援金を受給した場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切でないと判断した場合
- （その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表）

地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地
事業所名
代表者住所
代表者氏名
連絡先

南あわじ市地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次の支援金の交付を願いたく関係書類を添えて次の通り申請いたします。

1 支援金交付申請額 円

2 企業内容

ア) 申請者区分 ☐ 法人 ☐ 個人
イ) 業種 ☐ 粘土かわら製造業 ☐ 陶磁器・同関連製品製造
ウ) L P ガス使用量

種類	対象期間内使用 量…①	使用月数…②	月平均使用量 ①/②
	kg	月	kg
			※小数点以下切 上

3 承諾内容

私は南あわじ市地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金の交付を受けるにあたり、私（事業者及び代表者）名義の市税滞納の有無について、調査（照会）することについて異議なく承諾します。

(裏)

4 誓約内容

私は、南あわじ市地場産業等L Pガス価格高騰対策一時支援金の交付申請をするにあたり、以下の項目について、誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を遵守しないことがあった場合、当該支援金の交付決定の取り消し、補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

- (1) 当該支援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないこと。
- (2) 南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

5 支援金の振込先（申請者名義のもの）

支援の交付決定後、支援金を請求します。支援金を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店 支所
フリガナ 口座名義人			
口座番号	普通・当座		

(添付書類)

- 1 県要項による支援金支給決定通知書の写し
- 2 県要項による支援金支給申請書及び添付書類の写し又は対象期間内のL Pガス使用量の確認ができる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで申請のあった南あわじ市地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金について南あわじ市地場産業等 L P ガス価格高騰対策一時支援金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付する 支援金交付決定額 円
- 2 交付しない
理由